

西宮市立小・中学校遠距離通学費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、西宮市立小学校の児童（以下「児童」という。）及び西宮市立中学校の生徒（以下「生徒」という。）の保護者に対し、遠距離通学等に係る経費の一部を補助し、もって保護者の負担の軽減と義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 居住地から小学校までの通学距離が4キロメートル以上で、継続的に公共交通機関を利用して通学する児童
- (2) 居住地から中学校までの通学距離が6キロメートル以上で、継続的に公共交通機関を利用して通学する生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 通学費の補助について他に特別の定めのある場合
- (2) 指定学校の変更等により校区外の学校に通学している場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1箇月の定期乗車券の価額に11を乗じて得た額の2分の1とする。

2 新たに第2条の要件を満たすに至った場合には、その日の属する月以降の交付すべき補助金の額を決定する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、校長を経由して交付申請書（様式第1号）を、市長が指定する日までに、市長へ提出しなければならない。また、市長が特に必要があると認めた場合は、添付資料を提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定に異議があるときは、当該交付決定の日から20日以内に、その旨を市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申し出を受けた場合において、その理由が正当であると認めたときは、交付決定を変更することができる。

(交付決定の変更)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、居住地、通学手段、定期乗車券の価額に変更があった場合、校長を経由して変更申請書（様式第3号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による申請があったときは、その者に交付すべき補助金

の額を決定し、交付決定変更通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、交付決定者の指定する金融機関の口座へ、市長が指定する金融機関を通じ、口座振込等の方法により行うものとする。

2 補助金の交付は、学期を単位として行うものとするが、補助金の額等により市長が必要と認めるときは、年度を単位として交付することができる。

（補助金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、補助金の交付を受けた交付決定者に対して、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（施行の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

（交付の特例）

2 この要綱の実施の日から名塩道路（国道176号バイパス）の整備が完了する日の属する月までの間、通学上の安全確保を図るため、通学手段として公共交通機関を利用していると校長が認めた児童・生徒の保護者については、第2条第1項の規定にかかわらず同項の補助金の交付の対象となる者とみなす。

3 前項の規定により第2条第1項の補助金の交付の対象となる者とみなされるものに交付する補助金の額は、第3条の規定にかかわらず、1箇月の定期乗車券の価額に11を乗じて得た額の5分の1とする。なお、新たに交付の対象となる者とみなされた場合には、その日の属する月以降の交付すべき補助金の額を決定する。

4 名塩道路（国道176号バイパス）の整備が完了した場合には、完了した日の属する月をもって補助金の交付は終わるものとし、市長は交付すべき補助金の額を決定し、交付決定変更通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（定期的な見直し）

5 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。